○環境省令第九号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月九日

環境大臣　西村　明宏

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（環境再生・廃棄物対策部の所掌事務） **第五条**　環境再生・廃棄物対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十三第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること。 二　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。 三　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理に関すること。 四　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。 五～十八　（略） （資源循環課の所掌事務） **第十条**　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十九　（略） 二十　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び温暖化対策推進法の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）及び温暖化対策推進法の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。 二十一～三十七　（略） （環境再生課の所掌事務） **第四十六条**　環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。 二　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。 三　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。 四　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（前号に係るものに限る。）。 五～七　（略）	（環境再生・廃棄物対策部の所掌事務） **第五条**　環境再生・廃棄物対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること。 二　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。 三　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理に関すること。 四　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。 五～十八　（略） （資源循環課の所掌事務） **第十条**　資源循環課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十九　（略） 二十　安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び温暖化対策推進法の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）及び温暖化対策推進法の施行に関すること（廃棄物処理業に係るものに限る。）。 二十一～三十七　（略） （環境再生課の所掌事務） **第四十六条**　環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。 二　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。 三　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。 四　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（前号に係るものに限る。）。 五～七　（略）